

居宅療養管理指導 株式会社ほのか 運営規程

第1条 株式会社ほのかが開設するパイン薬局が実施する居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 パイン薬局が実施する居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 株式会社ほのか パイン薬局
- 2 所在地 住所 愛知県江南市東野町神田190番地-2
TEL 0587-22-5260
FAX 0587-22-5261

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

薬剤師 2人以上

薬剤師は、医師、歯科医師の指示の基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から土曜日 9:00～20:00
日曜日、祝日及び夏季休暇、年末年始を除く

(事業の内容)

第7条 居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第8条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。